

指名停止措置について

指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株)エイト日本技術開発	小谷 裕司	岡山県岡山市北区津島京町3-1-21	平成29年 1月11日から 平成29年 2月10日まで (1か月)

指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

指名停止に係る事実概要等

上記の業者は、島根県が平成25年に発注した、「(主)桜江金城線市山工区防災安全交付金(改良)工事(2月補経済対策)」に関しアンカー設計が不適切であり、アンカー定着部とトンネル断面の離隔距離が不十分であったことにより、アンカー工2箇所がトンネル断面と抵触することが判明し施工済みアンカーの切断を生じさせた。

このことは「安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱」別表第1第3号に該当する。なお、指名停止措置の期間は1か月とする。

指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱

別表第1 第3号

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 3 建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内